札幌市ジャンプ競技場等指定管理者
株式会社札幌振興公社

○　札幌市大型映像車使用取扱マニュアル

1　目的

このマニュアルは、札幌市ジャンプ競技場条例施行規則（以下「規則」という。）別表に規定する備付物件のうち、大型映像車（以下「映像車」という。）の使用に関する取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2　使用の許可

(1) 映像車を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ札幌市大型映像車使用許可申請書（様式１）を提出しなければならない。なお、ジャンプ競技場（以下「ジャンプ場」という。）での使用の場合、当該申請書の記載をもって、規則第３条に定める様式１の備付物件等欄への映像車の記載は不要とする。

(2) 指定管理者は、前項の申請書が提出された場合において映像車の使用の許可を決定したときは、所定の利用料金を支払わせたうえ、札幌市大型映像車使用許可書（様式２）を交付する。この場合において、映像車の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。ただし、指定管理者は特別の事由があると認めたときは、利用料金について使用後の支払を認めることができる。

3　受付開始時期

各使用区分による受付開始時期については、以下のとおりとする。ただし、１日が休場日等の場合には、以後直近の開場日とする。

使用区分		受付開始時期
ジャンプ場で使用する場合	ジャンプ場の施設の使用に付随して使用する場合	札幌市ジャンプ競技場受付事務取扱マニュアルに定める各施設の受付開始時期と同時
	その他の場合	使用月の１カ月前の１日
ジャンプ場以外で使用する場合		使用月の６カ月前の１日

4　受付方法等

(1) 申請者が来場のうえ申請することとする。ただし、指定管理者は特別の事由があると認めたときは、申請について来場以外の方法を認めることができる。

なお、受付開始時期による受付方法等は下記のとおりとする。

受付開始時期	受付方法	受付期間及び時間
・各施設の受付開始時期 ・６カ月前の１日 ・１カ月前の１日	・受付開始時期において申請者の使用希望日が重複した場合には調整会議を開催し、双方の話し合い若しくは抽選により決定する。 ・調整会議を経た後の申込は、先着順により決定する。	受付開始時期から 使用希望の５日前までの 午前９時から午後４時

(2) 受付と同時に申請書等を審査する。

受付場所：札幌市中央区宮の森１２７４番地　大倉山ジャンプ競技場内
札幌ウィンタースポーツミュージアム２階管理事務所
電話番号　011-641-1972、631-2000　　ＦＡＸ番号　011-632-4901

5　利用料金の減額又は免除

(1) 利用料金は、次に定める場合に限り減額し、又は免除することができる。

区　　　分	減免割合
スポーツ部が主催する行事	免除
札幌市のスポーツ部以外の部局（区を含む）が主催する行事	５割減額
札幌市（区を含む）が共催し、行事に要する経費の５割以上を直接負担する行事	３割減額
その他指定管理者が特に認める場合	

(2) 前項の規定により利用料金の減額（免除）を受けようとする者は、札幌市大型映像車利用料金減額（免除）申請書（様式３）を指定管理者に提出しなければならない。

6　利用料金の還付

既払いの利用料金は還付しない。ただし、次に定める場合に限り、既払いの利用料金の全部又は一部を還付することができる。

区　　　分	還付割合
災害等、使用者の責に帰することができない事由により使用が不能となった場合	全額還付。
下記８の規定のうち(5)又は(7)に基づき、使用の許可を取り消した場合	全額還付。
使用者が使用日の７日前までに使用の許可の取消を申し出た場合であって、指定管理者が相当の事由があると認めるとき	全額還付。

7　使用の不許可

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは上記２に規定する許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
(2) 映像車及びこれに付帯する物品をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
(3) その他映像車の管理及び運行上支障があると認める場合

8　許可の取消等

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可の条件を変更し、映像車の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 許可の後、上記７に規定するいずれかに該当することが判明した場合
(2) 上記２に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の条件に違反した場合
(3) 使用者がこの要綱又はこれに基づく規程類に違反した場合
(4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた場合
(5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

(6) 支払期限までに利用料金の支払が確認できない場合。ただし、指定管理者が使用後の支払を認めた場合を除く。

(7) その他、映像車の故障等、使用が不能となった場合

9　許可目的外の使用禁止

使用者は、映像車を、許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

10　原状回復

使用者は、その使用を終えたとき、又はその使用の停止を命ぜられ又は許可を取り消されたときは、直ちに映像車及びその付帯物品を原状に回復して返還しなければならない。

11　損害賠償

使用者が、映像車及びその付帯物品等をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

12　事前協議

使用者は、行事等の内容、使用物件、放映時間、その他必要な事項について、事前協議を行うものとする。

13　使用者の遵守事項

使用者は、映像車の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 映像車を使用しようとする場所について、事前に当該場所の施設管理者の許可を得るとともに、当該施設管理者と十分な事前打合せを行わなければならない。

(2) 法令により規制を受ける場所において使用しようとするときは、関係法令に基づき事前に許可を得なければならない。

(3) 使用者は、上記２の規定に基づき交付する許可書を常に携行するものとする。

(4) 映像車の使用にあたっては、常に観客等の安全確保に十分注意を払い、使用時の保安措置を講じるとともに、万全の管理を行わなければならない。

(5) 映像車で放映しようとする映像は、公の秩序又は善良の風俗を害するもの、法令により保護された著作者の権利を侵害するものであってはならない。

(6) 使用者は、映像車に備付の取扱説明書の規程に反する取り扱いをしてはならない。

(7) その他指定管理者の指示に従うこと。

(8) その他関係法令等を遵守すること。

14　ジャンプ場以外で使用する場合の特記事項

(1) 供用時間及び運休日

映像車の供用時間及び運休日は次のとおりとする。

供　用　時　間	運　　休　　日
午前９時から午後９時まで	１２月２９日から翌年１月３日まで

ただし、指定管理者が特に認めるときは、これを変更し、又は臨時に運休日を設けることができる。

(2) 映像車の連続使用の制限

ア　映像車は、指定管理者が特に認める場合は、7日間を限度として連続して使用することができる。ただし、大倉山ジャンプ競技場に毎日返納するものとする。

イ　前項の場合において、大倉山ジャンプ競技場まで映像車を毎日返納することが困難であると指定管理者が認める場合は、映像車を一時的にその使用場所に留め置くことができる。

(3) 運行の地域

ア　映像車は、札幌市内を運行の範囲とする。

イ　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、札幌市外での運行を認めることができるものとする。ただし、その範囲は、離島を除く北海道内に限る。

(ｱ) 道内他市町村が主催又は共催する公共性の高い行事であって、関係市町村長から申請のあった場合

(ｲ) 北海道及び国の機関が主催又は共催する公共性の高い行事であって、当該機関の長から申請のあった場合

(ｳ) その他指定管理者が特に必要と認める場合

(4) 利用料金の積算について

ア　使用の時間は、大倉山ジャンプ競技場を出庫してから帰着するまでの時間とする。

イ　上記(2)イの規定に基づき映像車を留め置きする場合の使用の時間は、前項に関わらず、第1日目は出庫から放映等業務の終了時まで、最終日はその日の午前9時から大倉山ジャンプ競技場に帰着するまで、その他の日は午前9時から業務の終了時までの時間を合算して得た時間とする。ただし、業務の終了時が午後5時前であった場合は、午後5時とする。

ウ　上記(3)イの規定に基づき札幌市外で運行するにあたって、運行操作員の宿泊を要する場合は、指定管理者旅費規則第5条別表1に定める一般職の乙地区の宿泊費相当額を別途徴収する。

平成22年4月1日実施　　札幌市ジャンプ競技場等指定管理者㈱札幌振興公社